

東海旅客鉄道株式会社ICカード乗車券運送約款の一部改正（TOICA定期券の発売条件の変更等に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(TOICA定期券の発売)</p> <p>第32条 TOICA定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のいずれかに定める定期乗車券を発売します。</p> <p>(1) 旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券</p> <p>(中略)</p> <p><u>9 第1項の定めにかかわらず、身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券を搭載したTOICA定期券のうち、米原駅を発駅又は着駅とするものは、発売しません。</u></p> <p>10 第1項から第3項の規定にかかわらず、別に運送条件を定めたTOICA定期券を発売することがあります。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方)</p> <p>第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道株式会社が発行したKitaca乗車券及びKitaca定期乗車券</p> <p>(中略)</p> <p>6 第3項の規定にかかわらず、第1項第2号及び第3号に規定するICカード乗車券のうち携帯電話機等を媒体としたものについては、第8条第3項、同条第4項、第15条及び第17条の規定は準用しません。</p> <p>7 第3項の規定にかかわらず、第1項第2号に規定するPASMO PASSPORT及び第1項第3号に規定するWelcome Suica乗車券(以下「訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券」といいます。)については、第21条第1項、第22条第3号及び第23条第2項の規定は準用せず、以下のとおり取り扱うこととします。</p> <p>(1) 別に定める場合を除き、訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券を利用する際は、利用者は有効期間や旅客の区分(大人又は小児)等のカード情報を記した帳票(以下「レファレンスペーパー」といいます。)を携帯し、係員</p>	<p>(前略)</p> <p>(TOICA定期券の発売)</p> <p>第32条 TOICA定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のいずれかに定める定期乗車券を発売します。</p> <p>(1) 旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券</p> <p>(中略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>9 第1項から第3項の規定にかかわらず、別に運送条件を定めたTOICA定期券を発売することがあります。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方)</p> <p>第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道株式会社が発行したKitaca乗車券及びKitaca定期乗車券</p> <p>(中略)</p> <p>6 第3項の規定にかかわらず、第1項第2号、第3号及び第9号に規定するICカード乗車券のうち携帯電話機等を媒体としたものについては、第8条第3項、同条第4項、第15条及び第17条の規定は準用しません。</p> <p>7 第3項の規定にかかわらず、第1項第2号に規定するPASMO PASSPORT及び第1項第3号に規定するWelcome Suica乗車券(以下「訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券」といいます。)については、第21条第1項、第22条第3号及び第23条第2項の規定は準用せず、以下のとおり取り扱うこととします。</p> <p>(1) 別に定める場合を除き、訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券を利用する際は、利用者は有効期間や旅客の区分(大人又は小児)等のカード情報を記した帳票(以下「レファレンスペーパー」といいます。)を携帯し、係員</p>

現行	改正
<p>の請求があったときは提示しなければならないものとします。</p> <p>(2) 小児用の訪日外国人旅行者等向け I C カード乗車券を利用する際は、前号で定めるレファレンスペーパーに加えて、利用者が小児であることを確認できるパスポート等の公的証明書を携帯し、係員の請求があったときは提示しなければならないものとします。</p> <p>(以下略)</p>	<p>の請求があったときは提示しなければならないものとします。</p> <p>(2) 小児用の訪日外国人旅行者等向け I C カード乗車券を利用する際は、前号で定めるレファレンスペーパーに加えて、利用者が小児であることを確認できるパスポート等の公的証明書を携帯し、係員の請求があったときは提示しなければならないものとします。</p> <p><u>8 第2項の規定にかかわらず、第1項第2号、第3号及び第5号に規定する I C カード乗車券のうち、他社線において使用資格者を限定して普通旅客運賃に割引を適用する I C カード乗車券については、第35条の2の規定を準用するものとします。</u></p> <p>(以下略)</p>

附則
この通達は、令和5年3月18日から施行する。ただし、第46条第6項に係る改正については令和5年3月22日から、第32条に係る改正については令和5年4月1日からそれぞれ施行する。